

いわゆる共謀罪法案を国会に提出することに反対する会長声明

1 2017年2月28日、政府が「テロ等準備罪」と名称を変更して第193国会（通常国会）に提出することを明言していた共謀罪法案（以下「新法案」という。）の内容が公表された。

過去3回廃案となった共謀罪法案（以下「旧法案」という。）と新法案の主な違いは、適用の対象を「組織的犯罪集団」としたこと、処罰の対象を「共謀」から「二人以上で計画した者」に変更し、処罰条件としてその計画をした者により「犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたとき」（以下「準備行為」という。）に処罰できるとしたこと、対象となる犯罪を676から277に減らしたことである。政府は、新法案の制定目的として、国連越境組織犯罪防止条約の締結と、旧法案を提案した際には挙げていなかったテロ対策を挙げている。

さらに、新法案の内容が公表された後、新法案に「テロ」の文言がないことを強く批判されたことを受け、同年3月7日、政府は「組織的犯罪集団」を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」とする修正を行った。

当会は、それでもなお、新法案を本国会に提出することに強く反対する。

2 新法案は、旧法案と同じく、既遂の処罰が原則であり未遂と予備の処罰を例外とする近代刑法の前提を大きく逸脱し、一般市民の内心の意思を処罰する監視社会を招来し、市民の日常生活を萎縮させる危険がある。

(1) 政府は、新法案の対象団体を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と限定したことにより、テロ対策という目的が明らかとなり一般市民は対象にならないと説明している。

しかし「組織的犯罪集団」という概念自体が極めて曖昧な概念であるうえ、その認定は捜査機関が行う以上、恣意的な運用の危険性を払拭できない。

また、「一定の犯罪目的を有する団体が組織的犯罪集団である」という構造上、犯罪目的の認定を先行しなければ団体性は認定できず、捜査機関によって犯罪目的を有する団体であると事後的に認定された人の集まりは全て「組織的犯罪集団」とされる余地がある。現に政府は、適法な目的で設立されていた団体が犯罪目的を有するに至った際は「組織的犯罪集団」となり得る、と明言してきた。「テロリズム集団」と明示した点も、「その他」という文言によって例示に過ぎないことになり、「その他」に該当するとして処罰範囲が拡大する余地は消えない。

このように「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」という文言は何ら処罰範囲の限定に役立たない。

(2) また、「計画」とは「犯罪の合意」に他ならないところ、合意は内心と区別がし難いので思想や良心の自由を侵害する危険性が高い。「計画」は共謀共同正犯理論における共謀と同じとされるので、概括的、黙示的、順次的な「計画」が認定されうる。合意の手段も限定しないとされることから、例えば市民に広く利用されているLINEなどのメッセージアプリによる「計画」の認定もあり得る。

(3) さらに、準備行為は予備罪等の準備行為とは異なるから、事実上無限定である。また処罰条件に過ぎない以上、準備行為が行われない時点で既に捜査の対象となる。これは、市民社会に対して著しい萎縮効果をもたらす。

(4) 新法案において対象となる犯罪数は、昨年8月に報じられた「テロ等組織犯罪準備罪」の676から277にまで限定された。

しかし、政府の説明は破綻している。国連越境組織犯罪防止条約を締結するために

は対象犯罪を限定することは不可能であるところまで政府が主張してきたことと矛盾するうえ、テロ対策と関係がある犯罪は277のうち110と4割にも満たず、児童福祉法における児童淫行罪、保険業法における株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為罪など、経済的利益を得るために行う組織犯罪の防止を目的とする同条約やテロ対策とは何ら関係が見出せない犯罪も数多く含まれるからである。

そもそも、対象犯罪を限定したとしても、新法案が市民社会に与える影響が甚大であることに変わりはない。新法案の存在自体が、捜査機関により市民の内心に手を入れ、捜査・処罰する余地を生むことになるからである。

- (5) 以上のような問題点を抱える新法案が成立した場合、捜査機関は共謀罪の捜査を名目に犯罪が実際に着手され法益が侵害される遙か以前から捜査を行う根拠を獲得する。

2016年12月1日から施行されている通信傍受の対象犯罪の拡大と相まって、電話、メール、LINEなど市民の日常生活をターゲットにした早い段階からの捜査が行われることになる。さらに施行を控えている司法取引制度が施行されれば、共謀罪への引き込みの危険性も急激に拡大する。これらの結果もたらされるのは、国民の正当な政治活動や労働組合活動、その他の活動の萎縮であり、ひいては、捜査機関による監視対象となるかもしれないとの懸念による国民の日常生活の萎縮をもたらす深刻な監視社会の到来である。

我々は、日本の社会がそのような危険な社会に変貌してしまう危険を看過できない。

- 3 当会も、マフィアや暴力団等による越境的組織犯罪を防止するために同条約を締結する必要性は認める。もっとも、同条約は経済的利益を得るために行う組織犯罪の防止が目的であって、テロとは何ら関係がない。

政府は、同条約は参加罪か共謀罪のいずれかの制定を義務付けているとしている。しかし、同条約を締結するにあたり、共謀罪を制定する必要はない。同条約に関する国連の立法ガイド51パラグラフは、共謀罪や参加罪などの法的概念を持たない国においては、これらの概念を強制することなく、組織犯罪集団に対する実行的な措置をとることも条約上認められる、としているからである。

- 4 我が国は、航空機内の犯罪防止条約（東京条約）、航空機不法奪取防止条約（ヘーグ条約）、民間航空不法行為防止条約（モントリオール条約）、国家代表等犯罪防止処罰条約、人質行為防止条約、核物質及び原子力施設の防護に関する条約、空港不法行為防止議定書、海洋航行不法行為防止条約、大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書、プラスチック爆弾探知条約、爆弾テロリズム防止条約、テロ資金供与防止条約、及び核テロリズム防止条約の合計13のテロ対策を目的とした条約を締結している。さらに、テロを防止するための法律も多数整備されているほか、テロリストの大多数が使用する銃や刃物は銃砲刀剣類所持等取締法や軽犯罪法により所持が禁じられている。これらの現行法によって、テロは未然に防止できる。条約を批准するための環境とテロを防止するための環境は既に整っており、テロ等準備罪を新設する必要はない。

なお、昨今世界各地で拡大しているテロの多くは国内出身者が国内で引き起こすという点でホームグロウンテロと呼ばれるが、その大多数は単独で行われる。共謀罪は単独犯に適用できない以上、このテロに対する抑止力になり得ない。

- 5 以上のとおり、当会は、新法案を本国会に提出することに強く反対する。

2017（平成29）年3月13日

長野県弁護士会

会長 柳 澤 修 嗣